

総務省独立行政法人評価委員会
平和祈念事業特別基金分科会（第25回）

平成23年7月7日

【北原特金室長】 本日はお忙しい中、皆様御出席いただきまして、誠にありがとうございます。それでは、第25回総務省独立行政法人評価委員会平和祈念事業特別基金分科会を開会させていただきます。

この分科会の先生方のうち、奥林先生と亀井先生と堀川先生につきましては、この6月末で任期が到来いたしまして、7月1日付をもって再任の手続がございました。それと、同じく同日付で、新たに3名の方に専門委員として御就任をいただいております。

本日の分科会は、その後初めての分科会でございますので、まずは改めて分科会長を選出しなければなりません。それまでの間、便宜、私が議事の進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議の開催に先立ちまして、大臣官房審議官の須江から、御挨拶を申し上げます。

【須江審議官】 本日は暑い中、お忙しいところ御参集いただきまして、誠にありがとうございます。今回御評価いただきます平成22事業年度は、平和基金にとりましても大きな枠組みの変化があった年でございました。御案内のとおり、昨年6月通常国会におきまして、超党派の議員立法として、シベリア抑留者に関する特別措置法が成立いたしました。この法律では、第一に、戦後強制抑留者の労苦を慰藉するための特別給付金を、法施行時の生存者に対して、抑留期間に応じて支払うということで、この平和基金に残ってございました資本金200億円を取り崩して、支給を行うものとされました。一方で、基金が従来行っておりました資料館の運営など、労苦継承事業につきましては、昨年9月末で終了するということになりました。その結果、実物資料は昨年の10月の時点で国に引き継がれております。基金は、この法律を踏まえて、昨年10月より特別給付金の支給を開始したというところが現状になっております。

なお、この特別措置法では、もう一つ柱がございまして、強制抑留の実態調査等の基本方針を国が策定するとされておりますが、この基本方針につきましては、抑留者に関する多くの援護措置や、死没者の調査、慰霊事業などを行っております厚労大臣が、その原案

を作成するという事になっておりまして、現在厚労省のほうで策定作業中でございます。

基金は昨年9月の事業廃止に先立ちまして、関係者の長年の強い要望を踏まえて、引揚と強制抑留の死没者に係る2基の慰霊碑を、この近くの千鳥ヶ淵の戦没者墓苑に隣接する一角に建立しておりまして、8月に除幕式を無事とり行ったところでございます。

このように、基金としては着実に事業に取り組んでいるわけでございますけれども、この平和基金につきましては、今申し上げましたシベリア特措法に従いまして、特別給付金の支給事業を行った上で、25年4月1日までに解散するという予定になっております。委員の皆様方におかれましては、このような基金の状況にかんがみ、今回の評価を適切に進めていただきますようお願い申し上げます、私の御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

【北原特金室長】 続きまして、新たに専門委員に御就任いただきました兼川委員、原田委員、ルディー委員に一言づつ御挨拶を頂戴したいと思います。まずは兼川委員、お願いいたします。

【兼川専門委員】 私、弁護士の兼川と申します。今回、任命いただきました。一般市民枠かつ男女共同参画枠とっておりますけれども、そういう視点で評価させていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【北原特金室長】 ありがとうございます。続きまして、原田委員、お願いいたします。

【原田専門委員】 はじめまして。放送大学の原田と申します。大学では経営学を教えております。こちらの委員会でお役に立てるかどうかわかりませんが、一般の目線で発言させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

【北原特金室長】 ありがとうございます。続きまして、ルディー委員、よろしくお願いいたします。

【ルディー専門委員】 ルディーです。よろしくお願いいたします。私もやっぱり一般市民枠、男女平等枠の一員できっと入らせていただいたと思うんですけども。名前はルディーですけども、100%日本人でございます。

実は亀井先生の御指導のもとに、早稲田大学のMBA教室でもちょっと教えさせていただいているものですから、きっとそういった御縁もあって、こちらに参加させていただけることになったんじゃないかと思うんですけども、シベリア抑留に関しましては、私、身内の人間で、特にそういった経験をした者はいないんですけども、去年新聞なんかによく載っていたものですから、記事を拝見していました。そのぐらいの知識しかないもの

ですから、皆様方の御指導、御鞭撻のほど、よろしく願いいたします。

【北原特金室長】 どうもありがとうございます。なお、ここで須江は所用がございまして、退席させていただきます。

【須江審議官】 恐縮ですが、よろしく願いいたします。

【北原特金室長】 それから、私ども事務局と、それから平和基金に人事異動がございましたので、御紹介させていただきます。まず、この分科会の担当補佐として、椋田が着任いたしました。

【椋田課長補佐】 どうぞよろしく願いいたします。

【北原特金室長】 それから基金では、増田前理事長にかわりまして、福井理事が理事長として着任。

【福井理事長】 福井でございます。よろしく願いします。今日はお忙しいところありがとうございます。何とぞよろしく願い申し上げます。

【北原特金室長】 そして大西理事が着任されました。

【大西理事】 大西です。よろしく願いいたします。

【北原特金室長】 それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めさせていただきます。まず、先ほど申し上げました、本分科会の分科会長の選任をお願いしたいと存じます。総務省独立行政法人評価委員会令第5条第3項の規定により、分科会長は委員の互選により選任することとなっておりますので、皆様から御推薦をお願いしたいと思いますが、いかがでございでしょうか。

【堀川委員】 はい。

【北原特金室長】 堀川委員。

【堀川委員】 引き続き亀井委員に会長をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【北原特金室長】 ありがとうございます。ただいま堀川委員から亀井委員を御推薦いただきましたが、いかがでございでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【北原特金室長】 それでは、皆様御異存がないようですので、亀井委員の御承諾がよろしければ、分科会長への御就任をお願いしたいと存じます。

それでは、これ以降の議事進行は亀井分科会長に引き継ぐことといたします。どうぞよろしく願いいたします。

【亀井分科会長】 亀井でございます。座ったまま失礼させていただきます。御推薦をいただきまして、ほんとうに恐縮でございます。僭越でございますが、引き続いて分科会長を務めさせていただきます。どうぞよろしく御指導のほど、お願いいたします。

それでは、分科会長に関連をいたしまして、分科会長代理をお願いするという件が、総務省独立行政法人令第5条第5項に規定されています。分科会長代理の選任につきましては、分科会長の指名によってお願いをすることになっておりますので、大変僭越でございますが、私のほうから指名をさせていただきたいと思っております。

分科会長代理につきましては、奥林委員に引き続いてお願いしたいと思っておりますので、先生、よろしくお願いいたします。

【奥林分科会長代理】 では、従来に引き続いてということですので、このままさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【亀井分科会長】 どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。お手元の議事次第に従いまして、議事を進めさせていただきます。まず、本日の配付資料の確認を事務局からお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【棕田課長補佐】 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。よろしいでしょうか。

まず、上に議事次第、それから配席図、委員名簿をおつけしております。

その下に、資料1といたしまして、第24回分科会の議事概要。

資料2-1といたしまして、平和基金が作成いたしました自己評価書。

資料2-2といたしまして、「随意契約等の見直しについて」という資料。

そして資料3といたしまして、平和基金の役員報酬の変更にかかわる資料を配付しております。

また、その後ろに参照法令等を配付しております。

さらにパンフレットといたしまして、小さいものでございますけれども、先ほど御案内のありました慰霊碑と、あとは戦没者墓苑のパンフレットもお付けしております。

配付資料は以上でございますが、何か足りないもの等はございませんでしょうか。

【亀井分科会長】 よろしゅうございましょうか。ありがとうございます。

それでは、議題3でございますが、今年の10月5日に持ち回りで第24回の分科会を

開催しておりますので、書面での議事概要の確認でございます。その際に決定をされました事項を2項目でまとめてございます。これについて事務局から御説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

【椋田課長補佐】 それでは、資料1を御覧いただければと思います。総務省独立行政法人評価委員会の平和祈念事業特別基金分科会（第24回）の議事概要（案）について、御説明をさせていただきます。こちらにつきましては、昨年の10月に持ち回り開催をさせていただいたものでございます。

その際の決定事項を読み上げさせていただきます。

1、総務省独立行政法人評価委員会平和祈念事業特別基金分科会（第23回）の議事概要の確認を行い、（案）のとおり了承された。

2、平和基金の役員退職金に係る業績勘案率について、（案）のとおり了承された。

以上でございます。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、何か御質問、御意見等ございませんでしょうか。よろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。それでは、第24回の分科会の議事概要については、今御報告のありました内容で確定させていただきます。ありがとうございます。

それでは、次の第4番目の議題でございますが、平成22事業年度における業務の実績（自己評価）についてでございます。この自己評価を平和基金からヒアリングをさせていただくことといたします。

まず、ヒアリングに先立ちまして、政策評価・独立行政法人評価委員会から平成21年度の評価結果に対する意見や今後の第2次評価を行う際の注意事項をまとめたものが送られてきております。委員の先生方には、既に事務局から御送付がされているかと思いますが、基金から自己評価の御説明をいただく前に、これらの資料について、事務局から御説明をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

【椋田課長補佐】 それでは失礼いたします。御説明をさせていただきます。まず参照法令等という冊子が後ろについてあるかと思っておりますけれども、こちらのほうの13ページをお開きいただきたいと思っております。こちらは、各省で実施された独立行政法人の平成21年度実績評価につきまして、評価制度を所管する立場である政策評価・独立行政法人評価委員会より、各省の独立行政法人評価委員会に対して意見が述べられたものとなっております。

次に15ページの別紙1以降を御覧いただきたいと思うんですけれども、こちらのほうに、総務省の所管4法人への意見が記されてございます。まず共通事項といたしまして、保有資産の見直し、内部統制の充実・強化というものが挙げられております。こちらのほうは、御覧いただければと思います。

また、特に平和基金への指摘といたしまして、次に32ページをお開きいただきたいと思います。こちらに平和基金に対する指摘というものがございまして、こちら昨年度、インターネット資料館の構築につきまして、AA評価をつけていただいたところでございまして、こちらの評価委員会のほうから、「本成果が中期目標や年度計画に対し、具体的に何が大きく上回ったのかが十分に説明されている」とは言いがたい。今後の評価に当たっては、中期目標等において法人の達成すべき目標を明確にさせた上で評価を行い、また最上級の評定を付すに当たっては、その目標に対して具体的に何が大きく上回ったのかを明らかにすべきである」というようなご意見をいただいたものでございます。

続きまして、55ページをお開きいただきたいと思います。こちらは政策評価・独立行政法人評価委員会より、独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点が示されているものでございます。こちらにつきましては、昨年度からの変更はございません。こちらの評価の視点に基づきまして、平成22年度業務実績評価の具体的取り組みについて示されたものが61ページの資料になってございます。こちらでは、同じく政策評価・独立行政法人評価委員会が2次評価を行うに当たって、東日本大震災の発生に伴う被災者支援や復旧・復興対応の状況を踏まえ、効果的・効率的に行うものとし、特に保有資産の管理・運用等及び内部統制等に留意するということが記されてございます。

今回、評価を行っていただくに当たりまして、こういったような指摘もあるということをお参照しておいていただければと思います。

以上、はなはだ簡略ではございますけれども、説明を終わらせていただきます。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。ただいまの御説明に対して、何か御質問、あるいは御確認をいただく点はございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、平和基金の自己評価につきまして、基金の大西理事から御説明をお願いしたいと思います。時間の関係から、御説明の時間は20分ということでお願いをしたいと思いますので、大変短くて申し訳ないのですが、2時6分ぐらいをめぐりにひとつよろしくお願いいたします。申し訳ございません。

【大西理事】 それでは、座ったまま失礼させていただきますが、早速御説明したいと

思います。

評価事項に従いまして、御説明いたします。まず第1に業務運営の効率化に関する事項でございます。業務経費の削減についてですが、この業務経費は、後で出てきます特別給付金支給事業、それから慰霊碑建立分などの特別記念事業を除いたものが対象となっております。その経費総額は、交通広告の効率化などを図りまして、21年度に対して10%の節減となっております。

また、人件費は約1人減などで、21年に対して16%の削減というふうになっております。

それから、対国家公務員ラスパイレス指数、年齢・地域・学歴まで勘案したもので見ますと、95.8となっております。なお、年齢のみ勘案したラスパイレス指数を見てみますと、109.0と100を超えておりますが、昨年度に比べますと、マイナス1.8の改善となっております。地域・学歴勘案したものが95.8でございますので、国家公務員とほぼ同じと考えていただければよろしいかと思っております。

次に外部委託の推進でございますが、新しく昨年からはじめました特別給付金支給事業につきまして、その一部を外部委託するなど効率的に実施したところでございます。

それから組織運営の効率化でございますが、審議官の冒頭の御挨拶がありましたように、昨年度は基金の前半と後半で事業ががらりと変わりました。従来事業の終了、それから新規事業への対応、これにつきまして、総人員で1人減の中、内部振替えなど機動的な人員配置で対応したところでございます。

随意契約の見直しにつきましては、随意契約と見直し計画を策定し、着実に実施いたしまして、その結果、随意契約の件数の割合を見てみますと、比較対象となる20年度に対しまして、14.5ポイントの減となっております。それから、契約監視委員会からも適切に処理されている旨の御評価をいただいたところでございます。

これに関しての詳しい資料が、資料2-2につけてございます。また適宜御参照いただければと思ひまして、先に進みたいと思ひます。

第2の個別業務の質の向上に関する事項でございます。まず資料の収集でございますが、新たな寄贈の申し入れはございませんでした。また寄託品の寄贈品への切替えにつきましては、143件、全体の1%ほど切替え残りが出たところでございます。

資料の保管につきましては、一部に指定収納場所がないものなどがあったものの全体的には概ね適切に保管できたのではないかなと思っております。

資料の展示についてですが、まず平和祈念展示資料館でございますけれども、22年度と申しますか、22年度前半、上半期では、2万9,000人の入館者がございまして、中期目標の達成率で見ますと、97.6%、ほぼ100%達成できたかなと。22年度上半期だけの数字で見ますと、89%ということになっております。

次に新宿西口で行われました平和祈念展でございますが、視覚効果のある資料を中心に展示いたしました結果、年度計画達成率500%超となる5万6,000人を超える方々に御入場いただきました。

それからアンケートでございますけれども、資料館と西口展と、それから3回の講演会で5種類アンケートをとりました。その結果、5種類すべてで年度目標達成となります過半数の方から満足した旨の回答をいただいたところでございます。

そして、(4)基金解散後の資料等のあり方でございます。これにつきましては、実物資料の一部について、指定収納場所がないものがあるなど、適切に移管できたとはいえない状況でございました。

次にインターネット資料館の運用状況ですが、昨年度前半の半年間のアクセス件数は19万3,000件となっております。

次に記録の作成・頒布等でございますが、まず出版物につきまして、新たに出版いたしましたものは1種類で、2,400部ほど全国の関係資料館等に贈呈させていただいたところでございます。

既出版物の一般頒布につきましては、引揚漫画を中心に1万2,000部ほど頒布させていただきました。

ビデオでございますが、既制作物の毎日7回の上映、これが年度計画でございましたが、それを達成したことに加えまして、新規作成物、あるいは購入物、借り上げ物を、全部で延べ43回上映いたしまして、好評を得たところでございます。

次の戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催でございますが、これは全抑協に委託して、全国各地で地方講演会等を行うものでございますけれども、7会場800名以上の方に御参加いただきました。なお、この集いにつきましては、地方展示会と同時開催することによりまして、効率的に実施したところでございます。

次の語り部の積極的活用でございますが、年度計画達成率165%となる、延べ66人

を資料館に配置といいたまいますか、御協力をいただきました。お話を聞かれた方から、非常に好評を得たところでございます。

催し等への助成につきましては、全抑協の実施する地方慰霊祭等に対しまして、適切に助成したところでございます。

3の特別記念事業に関しましては、戦後強制抑留と引揚げに係る慰霊碑を計画どおり7月中に建立いたしまして、8月には除幕式を行い、この模様が広く報道されました。国民の理解を深めるという基金の設立目的に対しましては、かなりの成果があったのではないかと考えております。

4からが昨年度から新しく始めました特別給付金支給事業関係でございます。まず、特別給付金の支給状況といえますか、事務の全体状況でございますけれども、受付開始当初は、ちょっと滞留しておったんですが、事務処理体制の拡充等に努めまして、22年度中の実績を見てみますと、受付件数6万2,000件、うち5万6,000件、9割以上を認定できたところでございます。

次の、この事業の実施の周知ですが、受付開始2週間あまりで4万2,000件、これは年度内受付件数全体の3分の2以上の数字になります。それから、また22年度内には6万2,000件、これはシベリア特措法の法案提出者の推計によります対象者の93%に当たる数字になりますが、これだけの請求がございました。また、この6万2,000件のうち、新たに請求された方が8,000件ほどありました。新しく抑留者であるということがわかった方々などがございますが、この数字から見まして、事業実施の周知につきましては、かなりできたのではないかなと考えております。

次に特別給付金支給のための準備でございますが、電算処理システムの試験運用が十分にできませんでした。また、当初の集中請求といった状況を正確に予測することはできませんでした。

そういうこともありまして、次の標準審査期間でございますけれども、1カ月以内に処理すべきものが1カ月以内にできた割合が23.3%、3カ月ものにつきましては24.6%という数字にとどまっております。

なお、このような大量集中請求等の状況に対しまして、処理の迅速化に努めました結果、年度内には、先ほど申しましたように9割以上、そして1カ月後の23年4月末では98.4%。難しい案件を除いて、そのほとんどが処理済みということになっております。

申請者への通知のところですが、支給認定した方に認定通知書を、残念ながら差し上げ

られない方には却下通知書を送付しているところでございます。

5、その他の業務でございますが、まず広報関係でございますけれども、交通広告は時期を絞って、効率的に実施したところでございます。

ホームページ関係につきましては、年度計画達成率が153%となる57万9,000件のアクセスをいただきました。もちろん内容につきましても、先ほど来申しておりますように、昨年度の前半と後半、業務ががらりと変わっております。それに合わせまして、ホームページの内容も全面的に更新したところでございます。

地方公共団体との連携につきましては、特別給付金支給事業の広報とか調査などの御協力をいただいているところでございます。

関係資料館との連携につきましては、先ほどもちょっと触れましたけれども、関係資料館に関係資料等の送付、さらには人的協力などの連携を図ったところでございます。

基金記録史の作成・掲載につきましては、22年度におきましては21年度分の資料を整理して、ホームページに掲載したところでございます。

第3の予算とか資金関係でございますが、運用資金につきましては、運用方針に基づき、安全・適切に運用いたしました。その結果、予算額を上回る1億6,700万円、これは現金ベースでございますけれども、運用収入を確保できたところでございます。

その他事項でございます。環境対策につきましては、環境に配慮した物品等の100%調達を達成いたしました。

危機管理に関しましては、平和資料館についてですが、その入居ビルと合わせて、防火防災訓練等を実施しているところです。

職場環境につきましては、メンタルヘルス、それからセクハラ・パワハラ防止について、注意喚起したところでございます。特にセクハラ等につきましては、関係会議を開催いたしまして、相談体制等を充実させていただいたところでございます。

4番目、内部統制・ガバナンス強化でございますが、役員会、理事会、連絡会等で理事長から、その都度ミッションの徹底をしていただくとともに、その実施状況の報告を踏まえまして、御指導いただいているところでございます。中でも、新規事業であります特別給付金支給事業につきましては、問題即決型の会議を毎日開催いたしまして、処理の迅速化に努めたところでございます。

それから特記すべき事項といたしまして、個人情報保護体制を、この特別給付金支給事業開始に合わせまして、一層の強化を図ったところでございます。

以上、評点の状況を見てみますと、AAが4つ、Aが19、Bが3つ、Cが3つということになっております。以上でございます。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。随分効率よく御説明いただきまして、何か福井理事長から、補足の何か御発言ございますでしょうか。

【福井理事長】 須江審議官からのお話にもございましたように、平和基金としまして、22年度は特別給付金の支給に全力を挙げて行う。といいますのは、御承知のとおり、強制抑留の申請者が非常に御高齢であると。平均年齢が88歳から90歳とされています。そのために、一刻も早く、1人でも多く、しかも丁寧な対応をしていこうということを平和基金の職員一同に毎日徹底いたしました。その結果、昨年4回シベリア議連に呼ばれましたが、抑留者の代表者からも、非常に給付金が早く届いた、丁寧な対応をしていただいたということを会議のところで発表していただきまして、皆様方から信頼を得ることができたなど、職員一同、やるべきことをやってよかったなど率直に今感じております。今日の評価を何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明をいただきました自己評価につきまして、御質問、御意見等をお示しいただければと思いますが、いかがでございでしょうか。どうぞ。奥林会長代理、よろしくお願いします。

【奥林分科会長代理】 目が合った途端に。先ほど事務局から紹介していただきました、参照法令等の後半のところ、AAが出た場合にはそれなりの説明をきっちりしなさいというのがありましたね。ですから、そのあたりを、これは人によると、書きぶりにもよるんだということも言われていますので、AAが当然だなと思われるような書きぶりにしないといけないんですが、それで見ますと、例えば、2の記録の作成・頒布ですね、この(1)のところ、出版物としてこれだけ出しました、それからビデオのところでは、既制作のものは7回、そして新しく作ったものは43回。で、この評価制度の1つの評価の基準というのが、目標に対して、どの程度達成しているかということですので、目標から比べて、どのくらい多くしたかということ。例えば1の資料の収集、保管及び展示の(3)資料の展示の③のところ、入場者の年度達成率が517%となるという、517%だったら、それこそAAに相当するくらいな成果になると思いますし、それから150%達成できたというところもあって、そういうふう目標に対して達成率がどうだったということがはっきり書かれている場合には、わりとそうだねと納得しやすいんですけども、この記録の作成のところでは、これだけのことを出版しましたということだけだと、ご

く普通の計画どおりじゃないかというふうにとられかねませんので、そのあたりの書きぶりとか、あるいはデータみたいなのは何か、あるんでしょうか。

【大西理事】 まず、24ページに、その目標がどういうふうにかかれているかということなんですけれども、御指摘いただきましたほかのもののように、数字が書いているわけではありません。読み上げますと、「出版物を平和祈念展示資料館に配置、展示し、入館者が気軽に手にとって閲覧できるようにする。また基金制作の啓発ビデオ映像については、平和祈念展示資料館ビデオシアターにおいて」——ここは数値目標ありますね——「1日7回上映するとともに、その他関連ビデオについては、ビデオコーナーにおいて視聴できるようにし、積極的活用を図る」と、こういうふうに書いてありまして、数値目標の書いてあるところ、ビデオを見ますと、1日7回上映したのに加えまして、43回上映したと。そのほかについて、定性的なものについて、どういうふうに評価するかというのは、どうしたらいいんですかね。

【奥林分科会長代理】 例えば昨年と比べて、増えたか減ったかとかですね。

【亀井分科会長】 それもありますね。

【奥林分科会長代理】 というのも、1つの数量的な評価だと思いますが。

【大西理事】 昨年の数字がわかりますか。まず、「出版物を資料館に配置、展示し」というところ、閲覧できるようにするまでのところで言いますと、多分同じだよ、2,500冊というのは。

【羽深事業部長】 冊数は一緒です。冊数は一緒ですが、今回新たに追補版を出したものを、一緒に含めて展示しているということになります。

【奥林分科会長代理】 追補版がどのくらいだったかというのは。

【大西理事】 すみません、1種類。

【奥林分科会長代理】 1種類ですか。

【亀井分科会長】 目標に具体的数値が示されていませんで、質的な表現をどういうふうな形で達成をしたかという部分だと思うんですが、今、奥林先生がおっしゃっていただいたように、やはりかなり実績を強調した表現にさせていただくことが必要かなと、今ちょっと思いながら伺っておりましたが、これは私の個人的な感想ですので、あれですが。先生いかがでしたか。よろしゅうございましょうか。

【奥林分科会長代理】 そうですね。

【亀井分科会長】 ぜひ表現を、どなたが御覧いただいても納得いただけるような形に

なるように盛り込んでいただくような形になればと思いますけれども。

【大西理事】 それはもう御承知の上で出版物、つまり評価項目が①、②と2つあって、ビデオは……。そこから問題ですか。

【奥林分科会長代理】 いや、ビデオ、その出版物のところは問題かなど。

【大西理事】 ですね。評価項目、細目が1、2とあるうちの、1個がAAに相当し、1個がAに相当するとき、全体でどう評価するかということですよ。

【奥林分科会長代理】 それもありますね。その出版物のところが、昨年比べて、非常に著しい努力があったとか、成果があったとかというのであれば、AAということになるのかなと思います。ビデオの場合も、かなり大きな成果を出しておられます。この点を評価してとなりますと、2つをまとめてAAという、平均してAAということなわけですね。

【大西理事】 それは自己評価としてですね。

【奥林分科会長代理】 自己評価として。

【大西理事】 どう考えるかというのを入れると。

【兼川専門委員】 ちょっと質問でよろしいですか。

【亀井分科会長】 はい、どうぞ。

【兼川専門委員】 ビデオのほうなんですけれども、目標が1日7回の上映ということになっているんですが、結局上映さえすればいいというわけでもないんでしょうが、ずっと流しているということが基準になるんでしょうか。つまり、言いたいのは、見てもらうということが大事なのかなと思うんですが、単純に流していればよくて、7回流したのに加えて、43回というと、7回×1週間分なんですけれども、それが増えたことによって、いきなりAAになるのかどうかということについて、ちょっとここと、もう一つの語り部さんのほうなんですけれども、語り部さんのほうの評価も何倍の語り部さんが来たのでAAというような感じの評価になっているんですが、そういう行為というか、そうする行為が増えれば、AAという評価をここでつけるべきなのかどうかということが、ちょっとわかりにくいのかなと思ったのですが、その辺はどうなんですか。

【大西理事】 これ、お客さんの入りは調べた？ビデオシアター？

【竹重総務部長】 例えば、すべてのビデオシアターでお客さんの入りを調べているわけではありませんが、24ページの表でいいますと、例えば樹木希林さんの朗読会では、

ビデオをやっているときの入館者の方が960名いらっしゃるわけですが、その方の大半は、樹木希林さんの朗読会に来れなかった人が、ビデオを入館したときに御覧いただいたとあって、そのビデオの感想も含めて、ここに記載しておりますということと、その下の上映会、これも新しい企画をやったわけですが、私どもが持っておりますビデオと借り上げのビデオ、それぞれのビデオを3回ずつ開催をしておるんですが、入った方々のうち、どういうビデオが一番お客さんが多かったかという意味でいえば、「月光の夏」の3日間には442名のお客さんが入って、御覧いただいたというようなことですか、「ビルマの豎琴」ですと、3日間で334名の方が入って、御覧いただいて、これはそもそもが、うちの作品というよりは、こういう映画というものを関連の映画ということで、そのシアターの中で上映させていただいて、資料館との関連で御覧をいただいたというような企画物として中でやらせていただいたということで、人員的にはそういう把握をさせていただいたということで。

だからやはり、直接的に、そこでどうでしたかというようなニュアンスの成果といいましょうか、そのお客様に対してその一つ一つを、もう少し掘り下げて聞くことは、なかなかできなかった部分もあろうかと思えますけれども、樹木希林さんのときのような、こういう具体的にどうだったかというようなことは、お聞きできればよかったかと思うんですが。

【ルディー専門委員】 すみません、たしか、ビデオの語り部さんなんかのやつは、ネットでもアクセスできましたですね。そうすると、例えばどのビデオを何回アクセスがあったとか、そういう数字は出てくるような気がするんですけども、それがあれば、作ったビデオで、1年間何人が見たというのがあれば、結構数字は出ると思うんですけども。

【大西理事】 何かわからない？

【竹重総務部長】 個人視聴のほうのところでのアクセス数……。

【ルディー専門委員】 ネットのほうでアクセス数が出れば。

【亀井分科会長】 もともと目標が、1日7回上映して、1回当たり平均何名当たりの視聴者を確保するというような数字があれば、まあ先ほど兼川委員の御質問であったような、具体的な目標の提示をするだけではなく、どのぐらいの人たちに提示したものが届いたかどうかというようなことが目標数字として出ると思うんですが、何せ目標がこういう上映の提示する回数だけで示されていますので、一応評価としては、きちんと上映をしま

したという形での自己評価にとどまらざるを得ないということは間違いないと思うんですが、やはり奥林先生等が御心配になっておられるように、やはりAAと評価する場合には、その中身をできる限り、今のような御説明のあるものは、記載していただいている部分もありますけれども、盛り込んでいただくという形で表現を検討していただいたらどうかなとも思うんですが、いかがなものでしょうか。

【奥林分科会長代理】 よろしいですか。

【亀井分科会長】 はい、どうぞ先生、お願いします。

【奥林分科会長代理】 例えば、そのビデオの観客の反応とか、アンケートとか、何かそんなのがあれば、そのアンケートの中にこういう感想があったとか、あるいはこういう感想を出したアンケートがたくさん、これだけありましたと。わりと証拠として出しやすいと思うんですけれども。

【羽深事業部長】 定量的にはないのかなと。

【奥林分科会長代理】 定量的にはない……。

【大西理事】 好評、よかったよって言って、帰ってくれる人はいいんですけれども、よかったよって書いておく人はあまりいない。

【羽深事業部長】 全体的なアンケートの中で、ビデオを見て、こう私は思いましたみたいなことを記録してくれると、出てくるんですけれども。全体的なアンケートをちょっと見させていただいて、そういうのを確認できればと思います。

【奥林分科会長代理】 そうですね。ですから、ある程度定量的なものがあると、わりとはっきり言いやすいということですからね。アンケートで、何割の人がこういうふうに評価したというふうなことが言えればいいんじゃないかと思います。

【鈴木専門委員】 すみません、いいですか。

【亀井分科会長】 どうぞ、鈴木先生。

【鈴木専門委員】 今のことに関連するかもしれませんが、前々から同じことを言って申し訳ないんですが、この分科会の役割というのをまず認識したいんですよ。で、分科会の役割って何なのかというと、評価をするということの役割だと思うんですが、その評価が、例えば今自己評価出されましたよね。それをもとに、我々が、これでいいのか悪いのかというのも1つの方法だし、もう出された情報だけで、私たちは評価するんですから、そうすると、例えば、今、親切にいろいろ言ってくれるんですけれども、そういうのを無視しちゃってやるのであれば、もうこのデータだけでやりますよと。そうすると、

やはりAAじゃないですよねという、例えばAになるか、Bになるかという話も出てきちゃうわけですよ。

それから、分科会の役割って、ここの親委員会から言われているように、自己評価は自己評価で出していただくと。しかし、評価をするのは、また文章も、我々の責任で出さないと、おそらくそういうことを言われているのかなと。ただ、具体的に、実務的には、そういうことは不可能なわけですよ、実際に入っていないから。そうすると、その中で我々が評価をするため、その材料を一応自己評価の中に出してくださいねと、おそらくそういうことだと思うんですよ。

もしそうだとすれば、例えば数値目標、確かありますよね。数値目標を大幅に上回ったか、上回らないかというのも1つの基準ではあるんですけども、ただそれだけでほんとうにいいんですかと。500何%あるものもあるけど、この前ちょっとお聞きして、それってほんとうに、もともとの数値目標そのものがよかったですかという疑問も出てくるわけですよ。だからそうすると、要は、何のために我々がいるのかという、要するに国民の目線でものを見て、それでしっかり、税金を使っているから、やってくださいねということだと思うんですね。そうすると、AAだけではなくて、例えばCとかDがついた、自己評価でね。でもほんとうにDなんですか、Cなんですかというのも我々の責任で、説明責任は我々にあるんじゃないかと。だから、必ずしもCと思っても、数値目標が500出しましたと。実際には100しか行きませんといったとしても、数値目標ものすごい高いところで、たまたま出しちゃったと、もうこれはしようがないんですかという、これもそういう目線で我々考えていいんですかということもあろうと思うんですよ。

ですから、この自己評価の中で、前も何回も言わせてもらっているんですけども、自慢するところは、どんどん自慢してくださいと、反省するところは、もうほんとうに反省してくださいという、我々もそれを参考に、いろいろできるのかなと。で、これは親委員会から、前も言われていたんですよ。AAについては、説明責任が足りない。また同じことを言われちゃったわけですよ。で、前回のときもそれを踏まえて、一応書いたつもりなんです、やはりこれでも不十分だと、おそらくそういう御指摘だと思うんですね。

で、他の独法を見ても、AAにするのか、要するにいろいろあるんですが、でも一番高峰をつけたときには、国民だれもが、これはすばらしいことをやったということを理解できないといけない。その責任は、まさにその説明責任も、基本的には我々にある。それを、今こういう中で、皆さんにお聞きして、ほんとうにそうですかと、おそらく奥林先

生もそういうことをお聞きになったと思うんですが、そういうことを出していただかないと、例えば私もそう思うんですが、この中で単純にAAだけど、これだけで見なさいといったらば、ほんとうにAAをつけられるのかと。そうすると、我々の意見、皆さん委員の方が、これだけだとだめですよという判定になっちゃってくるんですよ。そうすると、非常にきついのは、じゃ、AAをつけたものを、例えばCにすると何かというのは、今度また、我々としてもなかなかきついところもあるわけですよ。だから、出された法人のほうのものを、我々はなるべく尊重するんだけど、尊重できるような何か出していただかないかなということにはまさにそうだと思うんですよ。そうすると、AAたくさんあるんですが、いろいろ御質問出たように、こういう形のね……。

確かに書きぶりってすごく大事なんだけど、その書きぶりというのは、ただ単に書けばいいというのではなくて、実質的な中身がきちんと、ちゃんとわずかな文章で伝わるような、その努力は我々にあるのかもしれませんが、なかなか難しいので、できたら、その辺を出していただければなど、おそらくそういうことなのかなと。

で、そういう中で、具体的にこれを元に、もう一回やるんだと思うんですが、ここでそういうことをやりながら、次のときに大体決まるんですかね。ですよ。だからそういうことを積極的にしていただかないと。で、すみません、Cの評価もあったけど、でも、ほんとうにこれCなんですかって、私説明を受けて、お話ししたように。ちょっとほんとうにCなんですかねと。私が聞いた限りではCじゃないような気がするんですよ。Bにしてもいいし。だから、そこが単純に数値との比較だけでやっていいものかどうかということも含めて、教えていただければなど。

【仲地専門委員】 　　ちょっと関連しましてですね。

【亀井分科会長】 　　どうぞ、仲地先生、お願いします。

【仲地専門委員】 　　簡単な質問ですが、これは自己評価の案なんですか、確定した自己評価なんですか。

【大西理事】 　　自己評価としては確定しています。

【亀井分科会長】 　　確定ですね。

【仲地専門委員】 　　確定している。そうしたら、もう自己評価としては書き直す話じゃないわけですよ、書きぶりがどうのという話は。

【北原特金室長】 　　事務局からよろしゅうございますか。

【亀井分科会長】 　　どうぞ、はい。

【北原特金室長】　今回は、平和基金から、これだけのことをやりました、そして基金としては自己評価をこうしておりますということで御説明をいただいているものです。それはなぜやっているかといえば、この分科会としての評価を行うために、材料として説明をいただいているのであって、次回、改めて基金の評価委員会として、私たちの事務局のほうで、またいろいろ事実関係等を集めた上で、先生、分科会長代理と御相談してみますけれども、ステージとしては今回は平和基金がみずからどう考えているのか。

それで、鈴木先生がおっしゃるように、事実関係として、これで全部あるかということ、おそらくそうではないというところはございましょうから、評価との関連で事実関係が必要なことについては、次回に向けて、平和基金さんのほうでも御用意いただき、私ども事務局のほうでもお聞きした上で、という形になろうかと思っております。

【亀井分科会長】　はい、ありがとうございます。評価調書の原案を作成するための基金側の自己評価を伺うというのが今日の委員会の趣旨でございますので、今のような御説明があったように、こういう評価、AあるいはAA、Bの評価のいわば根拠を、ちょっと足りなそうなのでもう少し出してほしいとか、こういうような御要望というような形のものはありませんかということ。むしろそちらのほうを中心という形になると思います。

どうぞ、御質問、御意見等お示しいただければと思いますが、いかがでございましょうか。そういう意味では、すみません、私、今の御発言に乗っちゃみたいで申し訳ないんですが、前回ちょっと事前に御説明いただいたときにも申し上げたんですが、私自身は関係資料館との連携というのがどうしても気になりまして、これは具体的に中身のページを見ていただくと、たしか舞鶴のほうの引揚資料館のほうの会合に、お一人派遣をされたということを実績で、5の(4)のところでBという評価になっているんですが、お一人だけ、しかも要請があつて、要望があつて、派遣をされたという形でBでいいのかなという、ちょっと気になって、それは私個人的には申し上げたいところでございます。

やはり、もしBであるという形にしたとすれば、その何かもう少し関与の度合いとか、基金側として、何て言うんでしょうか、働きかけを行ったとかいうような、具体的な何か裏づけのようなものが欲しいというのが個人的な感想でございました。Bですと、おおむね目標を達成という形になりますと、ちょっとそれでいいのかなというのが気になったというのを申し上げさせていただきます。

鈴木先生、どうぞお願いします。

【鈴木専門委員】　関連でいいですか。今、亀井先生がおっしゃったように、これ事前

の説明を、私も聞きましたし、皆さんもやったと聞いているんですよ。そうすると、短時間でここで審議しないといけないんですけれども、説明のときは2時間とか何かそのくらい長い、その中で、いろんな御意見出ていると思うんですよ、私も言わせていただいて。その辺が、やはり何かにまとめていただいて、ここについてはこういう意見があったと。そうすると、みんな共通の認識として持っていただいて、それはそのとおりだということか、いや違ったということか、そこで議論が起これば、せっかくの事前説明が有効に活用できるのかなと。

今、亀井先生が言ったのも、今ここで初めて聞いたので、ほかの委員の方もそうだと思うんですよ。そういうこともあるので、その辺は何か工夫していただければなと。

【亀井分科会長】 私が御説明いただいたのは最後だったものですから、まず時間的にあれだと思うんですが、そのときに、私以外の先生方の御発言を一覧表にまとめたものを拝見させていただきましたですね。あれは今日お配りにならないんですか。何か、今、まさしく鈴木委員の御要望というのはそれだったように思うんですが。あれはあくまで内部的な資料ということで拝見させていただいたんですか。

【大西理事】 はい、そういうつもりでした。

【亀井分科会長】 そうですか、何か申し訳ありません。すごく貴重な資料をいただいて、というふうに思いました。

【大西理事】 よろしいですか。

【亀井分科会長】 はい、どうぞ。

【大西理事】 亀井先生からお話しありましたように、委員の皆様からお聞きしたのを踏まえて、変えているところもございます。例えば、亀井先生の先ほどのお話ですと、49ページが、これでもだめだよということなんでしょうけれども、多少説明ぶりを加えさせていただいたつもりでございます。

【亀井分科会長】 なるほど、ちょうど括弧の中の資料の②のところの文章がつけ加わっておられるんですね。じゃないかと思うんですが、すみません、何か。ありがとうございます。どうぞ、今の点でも結構でございますし、あるいは他の……。

【仲地専門委員】 ちょっとよろしいですか。

【亀井分科会長】 どうぞ、仲地委員、お願いいたします。

【仲地専門委員】 評価委員会としては、これをどうするかという結論を出さなきゃいけないわけですよ。今出た問題について、Bでいいのか。

【亀井分科会長】 それは次回ですよ。

【仲地専門委員】 しかし、事務局が案を作るに際して、委員会がどういうふうな判断をしたかという方向性が示さなければ、事務局案作れないわけでしょう。事務局が案を作るわけですけれども、事務局主導で作るわけにもいかんでしょうから、Bは辛いのかという意見を少し集約しておかないと……。

【亀井分科会長】 これは先ほど北原室長の御説明の中にもありましたし、私は最後でちょっと御了解を得る形にはなっているんですが、今日の委員の先生方の御意見を踏まえて、奥林分科会長代理と、それから事務局と私でお諮りをして、この評価調書の原案を作成させていただくということでございますので、事務局、北原室長が代表になると思うんですが、各先生方の御意見の強さをそこで勘案して、評価を変更させていただくということもあり得るということでございます。

【仲地専門委員】 それは了解をしているつもりですけれども、それにしても、委員長がBでは辛いのではないか、Aぐらいでもいいんじゃないかという御趣旨ですよ。

【亀井分科会長】 今のほうは逆でございます。

【仲地専門委員】 逆でした？

【亀井分科会長】 はい、逆でございます。Cとかいうような評価になるんじゃないかなというのが個人的感想でございます。ただ、先生方がどういうふうな受けとめ方をされるかというのは全くわかりませんので、個人的にそんなことを思いましたので、ちょっと前に申し上げましたし、今もそんな発言をさせていただきました。

【北原特金室長】 よろしゅうございますか。

【亀井分科会長】 どうぞ。

【北原特金室長】 まさに仲地先生からお話しをいただいたように、最終的にこの分科会の先生方でお決めいただく評価でございますので、第1回目で、それぞれのポイントで御議論があったほうがもちろんいいわけございまして、こういうことがあるならBだとかCだとかAだとかいうところで、基金のほうで、こちら、今回書いていますけれども、改めて事実関係として聞いていただくことは聞いていただいて、わからないのであれば、また言ってもらおうとか、答えがないのであれば、それはだめなんだとか、そういう形になるかと思うんですけれども、どういう考えに基づいてやるかというのは、必ずしも統一的なものがあるわけではなくて、それぞれの先生方のお考えというものをいただきながらだと思っておりますので、こう考えると、こうじゃないかというところで、いろいろここ

で御質疑なり、御議論をいただくと、私ども事務局としてもやりやすうございます。

【亀井分科会長】　そういう意味で、御疑念の点があれば、御質問をいただきたいと思
いますし、あるいはもう明確な御意見があれば、いや、これは評価はBだけでも、実はA
Aなんじゃないとか、どうぞおっしゃっていただいて、具体的に御指摘をいただければ
と思っております。どうぞ、奥林先生。

【奥林分科会長代理】　特別記念事業ですが、これが先ほどもちょっと話題になりました
ように、AAになっています。同じ議論になるんですけれども、AAとして評価できる
ような記述事項があるかどうかということを見てみますと、本文の32ページのところで
ちょっと見てみますと、要するに計画どおりに遂行したということになるわけですね。い
わゆるタイムリミットがあり、そのところまでに完成しました。もし評価できるところが
あるとすれば、黒丸の②のところ、右の部分ですけれども、4月1日から7月23日まで
の4カ月の短期間で建立しましたという説明があるんですが、この4カ月でやったことが、
なぜその強い、つまりAAに相当するような短期間なのかというのが、一般的に読んでみ
ますと、ちょっとアピール力が弱いのではないかなと。一般的には、これは本来であれば、
例えば10カ月ほどかかるところが4カ月で済みましたというふうになっていると、一生
懸命頑張ったんだなというのがわかります。

それからもう一つ、その下の③のところで、いわゆるテレビとか新聞等で広く報道され
たというのはありますし、それから97名の参加者が出ましたというのはあるんですが、
このくらいであれば、普通ではないだろうかというふうに思われかねませんので、これが
かなり難しい問題があったんだけど、それを4カ月で成し遂げたんだというふうな、
いわば書きぶりになるというんですかね、そういうふうに表現しないと、4カ月で完成し
ました、ああ、そうですかとなってしまいかねないので、そのあたり、もう少し説明する
必要があるのではないかなという気がするんですけどね。一番最初に設計を始めてからで
あれば、どのぐらいかかっているということですね。途中いろいろ交渉とか調整で時間が
かかった。それにもかかわらず、最後に4カ月で仕上げましたというふうな説明をしない
と、ここでは事実だけしか出ていませんので、その途中でどういう苦労があったのかとい
うところが読みとれないですね。そういう意味でも、書きぶりということにもなると。

【福井理事長】　すべて全部書き込めればよろしいんですが、例えば今お話しいただき
ました慰霊碑につきましても、この後御覧いただける先生方いらっしゃるかもわかりませ
んが、現物見ていただきましたら、岡山県にしか出ない御影石の種類なんです、万成石

という石です。これは非常に加工しやすいんですが、品質の一定した大きな石というのがなかなか取りにくいといいますか、岡山県でしかとれないと。しかも、その加工する技術だとか、揮毫を入れる加工ができるところが、香川県の高松しかできないと。それを四国連絡橋を渡って、大型トラックで運ぶということがかなり難しく、石を掘り出すこと、また加工すること、加工したものをまた千鳥ヶ淵まで運ぶというだけでも、本来は4カ月ではとてもできない、普通にやればですね。それを、総務省の御指導もいただきながら、デザインしていただいた先生方と力を合わせて、職員が現地に飛びまして、全部手配して、ほんとうにぎりぎりで工期が間に合ったと。本来そこまで書けばいいんでしょうけれども、なかなか自分たちがやったということをなかなか言わない職員ばかりでして、民間企業ですと、今期はこれだけのことをやりましたと、だから利益が出ましたということをおおげしく言えるところなんです、なかなか公務員の性格上、やった、やったということがちょっと言えないというところがございます、非常にささやかに書いております。

しかも、当日の様子が、テレビだとかマスコミ関係で報道されたことが、関係者、今回は死没者に対する慰霊碑ですので、非常に遺族の方が多く参列されましたし、またテレビ、マスコミ等で拝見されて、その方たちへの国民の関心を引き、慰藉ができたんじゃないかなど。私はこの慰霊碑と除幕式を行ったことが、非常に関係者に対する慰藉事業に大きく貢献したと思っております。

【奥林分科会長代理】 まさにそのとおりなんです、つまり、この慰藉事業と、それから特別給付金の支給がいわゆる新しく加わって、それについて、非常に少ない職員の中で、随分努力しておられる。けども、それが全く事情を知らない人たちに対して、これだけ努力していますということを言わないといけませんので、ですから、そういうことをやはり書かないといけないんじゃないか。AAでありながら、記載のところはこれぐらいのスペースとしてはものすごく小さいわけですね。それがおそらく親委員会に行ったときに、十分説明していないと言われるので。だから、AAの場合には、ここで説明するスペースは遠慮なしに使っていただいてもいいんじゃないかと思います。さもないと、逆に一般的に納得してもらいにくいと思います。

【福井理事長】 はい。非常に我々が判断を迷ったところは、慰霊碑の揮毫、2基の慰霊碑につきまして、揮毫が、どなたに書いていただくんだということが最後まで決まらずに、もうほんとうにぎりぎりのところで、著名な書道家に書いていただいたほうが一番いいだろうという最終判断が出て、もうこのこともぎりぎりといいますか、香川県高松の庵

治石という石が出るところなんです、そこへもうぎりぎりの段階で揮毫のものがお渡しできたというところなんです。

【**奥林分科会長代理**】 そうしますと、例えば、素材の選択とか、あるいは、慰霊碑の揮毫とか、そういうところいろいろな問題を抱えながらも、短期間で処理することができた。ただ単に事務的といいますか、機械的に作業が進められないいろいろな判断を要する困難な状況の中で、4カ月で最終的に完成することができましたというふうなことをちょっとでも入れておいていただくと、読むほうは、裏ではいろいろもっと問題があったんだろうなということは推測しますから。

【**福井理事長**】 本来、除幕式も、慰霊碑ができてから、できる見通しがたってから、いつ除幕式というのが、普通、建物建築するときでもそうなんです、今回は非常にもう最初から8月4日除幕式ありきということで、もう全部逆算で、いついつまでに石を決定しなければ間に合わないとか、もうすべてスケジュールは決まっておりましたので、その中で職員一同、非常に頑張ったというか、汗を流したところなんです、なかなかこの文章にそういうことを出すというのは奥ゆかしいところといいますか、なかなか書きづらいところがございますですね。

【**奥林分科会長代理**】 ですから、逆に言えば、そういうところをもっと書いてくださいよというのが我々の評価委員会の役割ではないかなと思います。

【**ルディー専門委員**】 すみません。

【**亀井分科会長**】 どうぞ。

【**ルディー専門委員**】 私、ずっと以前に広報の仕事をしていたからなんですけれども、広報ですと、特にこちらの基金の一番大きな目的である、国民に広く苦勞した方がいらっしやるということを知らしめるわけですが、そうしますと、ほんとうに除幕式が広く報道されたことは事実なので、広報として、普通それをクライアントに知らせるときには、テレビの放映時間、ニュース放映時間、合計50分とか、それから新聞掲載記事が、これは今でも調べられる、テレビも調べられますけれども、それが何紙であったとか、何紙というか、何件出たのかとか、そういうのを必ず、で、普通の民間ですと、それにプラスして、これが広告だったら、幾ら使ったことになるということを出す、そこまで要らないんですけれども。

【**福井理事長**】 普通は全部換算しますよね。

【**ルディー専門委員**】 その数字はやっぱりすごく効果的な、実際にほんとうに広くニ

ユースで報道されたと思いますので。ということは思います。

【福井理事長】 8月4日の午前10時からスタートしたと思いますが、もうNHKの昼のニュースで放送されて、非常に関係者から反響が多くて、先生がおっしゃるように、NHKの昼のニュースだったら、宣伝広告でいくと何十億かなとか、いろいろ換算するところなんですけど、なかなか我々、行政のほうではそういう換算をなかなかしないといえますか。

【ルディー専門委員】 少なくともそういうのが数で出ると、やっぱり、ほんとうにただ広く報道というよりも、あ、そんなに出ていたんだということが納得できると思います。一番の目的だと思うので、国民に広く知らしめるということが。

ついでにすみません、いいですか。先ほど鈴木委員からお話も出た、この特別給付金の中でCがちょっと低過ぎるんじゃないかということ。私、御説明あって、ちょっと思ったのは、そのとき私の理解では、普通の人が一番いららとするのは、申し込みをしたというか、申し込みをしたのに、後はなしのつづてで、1カ月何も返事が来なかったとか、2カ月来なかったとか、私が聞いた限りでは、すぐにはがきで受け付けましたということをお出しになったということを知ったことで、まずそれはよかったんじゃないか、それでもう全然いららはず落ちついたということ。それからもう一つそのときはっきりお聞きしなかったんですけども、ばらばら注文が来ていたら、あるいは集中したことによって、その人に給付金を渡す時期がほんとうに遅くなったのかどうか。結局は同じだったのであれば、確かに何かちょっと予測を見誤ったことってあるかもしれないんですけども、こういう予測ってすごく難しいことで、なかなかできないことなので、私は、もしもその2つがクリアされていたら、結果としては受け取る側としては別に大して不満に思ったことはなかったんじゃないのかなと思ったので、そのときにちょっとCは厳し過ぎるかなと私は思いました。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。

【鈴木専門委員】 すみません、いいですか。

【亀井分科会長】 はい、どうぞ、先生お願いします。

【鈴木専門委員】 奥林先生の関連なんですけど、単純に、これを説明、どういう形で出すかということは、我々例えば委員のほうで、これだけでAAって認識できますかというのが、まず私は聞きたいんですよ、まず。それから、やはり国民の目線を見たときに、これで1億3,700万かけてやっているんですよ。で、別にこれは平和基金が企画して、何

かやったんじゃないなくて、決められた事実なんですね、予算も与えられてやったと。ものをつくっただけでしょうと、一般の国民の目から。ものをつくって、着々やって、当たり前ですね。スケジュールも決まって、そのとおりやったと。で、石もありましたけど、そんなのは、別にそんなの当たり前でしょうと。どこの民間企業だって、そんなことやりますよねというふうな目線でとられちゃうと思うんですよ。ですから、先ほど申しましたように、これだけで例えば評価しろといったら、ほんとうにAAはいかがなものかなと、私は思っちゃうんですよ。それは、おそらく国民もそうだし、もちろん親委員会を意識するわけじゃないけども、親委員会だって、何ですかねと、こんなので国民納得しないでしょうと、これ言われるのは間違いない。ほかの書きぶり、みんな同じだと思うんですが。ですから、やはり自慢するわけじゃないんですけれども、やはり汗をかいたところをきちんと国民に知らせるといのは、それは自慢でも何でもなくて、国民がわかっただけ、それからこれだけ行政というか、法人としてやりましたと。だからこれだけの国民の税金を使いましたと。これだけの税金を使った結果、評価としてはやはり普通なのか、だめなのか、いや、これだけの税金でこれだけのものをよくやってくれましたということか。だから、広報の話もありましたけど、そういうことも総合的に含めて、そういうところを、わずかな文章で書くというのは非常に大変なんだろうけれども、それを言っていたかかないと、まず私たちが、いや、少なくとも私は納得できないんだけど、ただこれだけではね。ほかの委員の先生方も納得できるのかなという疑問はあります。ほかのところも全く同じですけどね。

【亀井分科会長】 どうぞほかに御意見……。

【大西理事】 ちょっとすみません。

【亀井分科会長】 どうぞ御説明、はい。

【大西理事】 ルディー先生の御指摘のところで、本文の41ページの黒丸の④のところに、先生からそのようなお話を伺いましたので、ちょっと書き足しさせていただきました。

それから2つ目ののは、何ですか、集中しなければ、ちゃんとできただろう……。

【ルディー専門委員】 集中しなかったら、もっと早く送れた人がいたのか、パーセンテージで。

【大西理事】 それはどうやって証明したらいいですか。

【ルディー専門委員】 いや、証明というか、もともと何かのときにお聞きしたときは、

もともとある程度調べたりしなきゃいけないから、時間がかかると、早く受け付けても、ばらばらに来て。さっきお聞きしたときに、何となくばらばら来ていようが、その申し込みがですね。申し込みというか、申請が。あるいは集中しようが、お金を渡す時期は結局同じぐらいになったのかなと思ったんですけども。

【大西理事】 非常に審査に思っていたより時間がかかるなというところは、同じ41ページの③のところがありますですね。ですから、例えば意外に多かったのが同姓同名の方、これを間違いなく正しい金額をお渡しするには、ちょっと思っていたより時間がかかったなというようなことはございました。

それから、前回、ここにもちよくちよく出てくるんですけども、特別記念事業として、特別慰労品をお配りしたときは、入ソの事実があればお渡しできたので、その特別記念事業の前の書状等贈呈事業でも把握されている方については、すぐ出せたんですけども、今回は特別給付金につきましては、抑留された方とわかっているんですけども、帰還年月日に応じて額が違いますので、いつ帰ってきたかということ調べなきゃならないということがございまして、前回の事業をもとに、今回の標準審査期間が設定されたと思うんですけども、ちょっと読みが甘いと言えば甘かったんですけども、もうちょっと時間が要ったかなというようなことはありましたですね。

【ルディー専門委員】 何かちょっとこの書き方……、前の御説明のときも、わりと集中してしまったのでということをしごく強調なさったと思ったんですけども、私が何か説明を聞いたときに、ばらばら来ようと、つまり予測が外れて集中してしまおうと、やっぱり期間的には同じ、つまり受け取る側としては、大体同じごろに受け取ったのかなというように感じたんですね。ですから、それであれば、一番大事なことは、とにかく受け付けたこと、とにかくお金を渡すまで知らん顔をしているのが一番いらいらしているわけで、受け取る側としては、きちんとはがきですぐに確かに申し込み受け付けましたと。で、これから手続きいたしますと言っていれば、それほど受け取る側としては支障がなかったんじゃないかなというふうに思ったんですけども。それでCはちょっと厳し過ぎるかなと私はちょっとそのとき思ったんですけども。

【仲地専門委員】 標準処理期間の定め方の問題なんですよ。どんなふうに標準処理期間を定めたか、何を、いつまでにやるかとか、その標準処理期間との関係で判断されるんでしょうね。

【羽深事業部長】 ちょっとよろしいでしょうか。

【亀井分科会長】 はい、どうぞ。

【羽深事業部長】 今、お話のあった、その標準処理期間自体は、請求なさる方が自分が請求したときに返事が来るのが大体このくらいだろうというのが分かるための目安として定められているものなんですけれども、今回、今お話が出た、特別慰労品という平成19年から2年間かけて行われた事業の方々については記録がうちのほうにあるものですから、その方については基本的には1カ月でお返事ができると見ていたんですけれども、今、ルディー先生からお話がありましたところでお話ししますと、その期間内にお答えできた方が23%しかおられないと。ほとんどの方について、越えているところがありましたものですから、やはりここはCということかなという。なかなか、本来できると思っていたのが、そこはクリアできないところかなということかと思えますけどね。

【大西理事】 おそらくゆっくり来れば、もうちょっと早くできたんじゃないかなと思いますけれども、正直。

【兼川専門委員】 すみません。

【亀井分科会長】 はい。

【兼川専門委員】 集中しちゃったことによって、新たにたくさん人を雇ったので、その分子算がとてもオーバーしちゃったとか、そういうようなことってあったんですか。

【大西理事】 人はたくさん雇いましたけど、そんなにオーバーしたというのは……。

【兼川専門委員】 まあ前倒しで雇ったから、そんなにトータルでは、一応考えていた予算内でおさまったという。

【大西理事】 考えていた予算内ですね。

【羽深事業部長】 全体の予算の中では……。

【兼川専門委員】 そうだとすると、私も、ちょっとこれは、もともとの標準処理期間の設定が厳し過ぎたために、そんなに厳しくつけなくてもいいのかなという印象は……。それですごくもう何か場当たりに人をたくさん雇ったので、が一っと予算をオーバーしましたとかいうんだったら、ちょっと別ですけれども、そうでもなければ、やっぱり厳しい評価だなというふうには思っておりました。

それと、もう一点なんですけれども、先ほどの平和祈念展ですよね、西口広場でやった平和祈念展で、達成率517%というのがあったんですけれども、これちょっとこの間御説明を伺ったときには、あそこの西口広場を素通りする人もみんなカウントされているようなお話だったんですよね。そうだとすると、これ、たまに、ぽっとこういうのを読んで、

517%ですごい達成しましたとか書いてあると、何か数字でだまされているんじゃないかという気持ちになると思うんですよ。そうすると、そういう、ここ1個だけ目につくと、ほかの数字も全部ずるして出しているんじゃないかって、そういうふうに読む人はたくさんいると思うんですよ。だから、これはこんなに書く必要もないし、これ、トータルでAの評価で全然いいと思うんですけども、これを書くことによって、全体的な信頼性が下がるのかなどここは思ったので、そういう何かだまされたような気持ちがするような数字の書き方というのはやめたほうがいいんじゃないかなというのはちょっと思いました。

【大西理事】　そこはすみません、きちんと数えていますということをどこか書き足したはずだよ。

【兼川専門委員】　ただ、これ、私でもこれ通ると思うんですよ、何かやっていたら。でも、それですごく、それに何か関心を持って入ったという感じじゃないのかなという印象をちょっと受けたので。

【福井理事長】　実際には、関心がないと通りにくいものですから、そこをあえて通っていいということはないと思うんですね。やはり、出入り口でカウンターで全部計算しておりますので。1つ申し上げますのは、西口広場で昨年やらせていただいて、2回目なんですね。この目標設定の人数のときは、銀座松坂屋での人数、目標設定ですので、分母が違うというか、基準がもう全く違うというか、場所を移したために、目標設定の数字、目標と結果が違うというふうになってしまっているんですね。

【亀井分科会長】　これは通った方は、展示物に注意を向けた、あるいはそちらで立ち止まって読んだとかという方をカウントされて、ぱっと通り過ぎた方は別にとりするような調査方法をおとりになっているんですよ。

【竹重総務部長】　展示コーナーとしては、あそこにお行きになった方はわかると……、お店なんかの場合、売り場みたいになっています。柱がありまして、通る方と中に入る方というのは別になっていますから、そのコーナーとして入った方だけという意味合いで、私どもここは業者に、運営を委託しておりますので、カウントは全部業者がカウントした数量でございます。ただ、見ながら通ったというのは、当然のことながら入っておりません。

【福井理事長】　この西口展の目的は、当然展示物だとか、ビデオだとか語り部の話を聞いていただくことも大きな目的の1つですが、もう一つ大きな目的は、新宿住友ビルの48階に、見ていただいた方を誘導していくというのが1つの非常に大きな目標なんです。

ね。当然お盆の間ですので、非常に高温多湿で、歩いて10分ですよと言っても、なかなか行っていただけないものですから、熱心に見ておられる方だとか、御関心のある方は絶えずマークしていきまして、48階に展示資料館がございますと、もっと詳しい資料を置いておりますという説明を係員が絶えずしておりますので、人数としては、それほどいい加減なカウントをしているつもりはございません。

書いておりますように、ちょうど去年はゲゲゲの女房で、水木しげるさんが平和資料館のイラストを全部書いていただいておりますので、ゲゲゲの鬼太郎の携帯のクリーナーを、48階に行っていただくと差し上げますということで、誘導させていただいたおかげで、1日、ちょうどお盆のときでしたけれども、約900名の方に行っていただきまして、1日で48階の資料館、もう危険な状態といいますか、もう人であふれかえったような状態で、それでも職員一同汗を流してよかったなというぐらい、見ていただいた方が感動されましたので、やはり西口でやって、48階に来ていただいてよかったなど。そういうことをほんとうは書ければいいんですけど、なかなか書きぶりが足りないというか、そういうところが実態でございます。

【堀川委員】 すみません、ちょっとよろしいですか。

【亀井分科会長】 どうぞ。

【堀川委員】 今の40ページ、41ページのところなんですけれども、要は、達成目標という目標を定めて、その達成がどうだったかというところからしますと、この40、41ページのところだと、もうDに行っちゃうんじゃないかと思うんですよ、逆に言えば。要は、例えば1カ月以内にというところですね、標準審査期間1カ月とするものというのが23.3%しかない。それから、そのほかでも、標準審査期間、これを上記以外については3カ月となっていますけれども、それを超えて3カ月以内でも、まあ24.6%であると。未処理が63.4%もありましたということだと、今のCでも「目標をある程度達成しているが改善の余地がある」、目標をある程度達成していることにならないんじゃないかと思うんですね。だから、そうすると、この目標設定がまず問題だったというところなんです。要はこの評価が、達成目標を決めて、この達成率がどうだったかというところから評価していくと、すごくこれに縛られちゃうわけですね。だからそのところをどうここへ評価委員としては評価するかということだと思うんですが、要は、基本的にこの達成目標に縛られてやるのか、それとも、先ほどからお話が出ている、税金を使う側として、これは国民のためになっていることをどの程度やっているのかと、こういう視点か

らやっていっていいのかどうか。それについて、何かここで親委員会のことを持ち出すのはちょっとどうかとも思いますけれども、親委員会のほうで、この達成目標からすると、これ何%しかないじゃないかと言われるんじゃないかというのがちょっと気になるところなんですけれども。

【北原特金室長】 すみません。

【亀井分科会長】 どうぞ。

【北原特金室長】 何点か。まず監督官庁として事実関係だけ。まずこの標準審査期間でございますけれども、これは国として総務大臣から法人に対して、これでやってくれということで設定したものでございます。いろいろ目標、その中期目標、それから年度計画も書かれていますけれども、構造としては、中期目標は、国として総務大臣が法人に対してやってくれと与えているものです。それから年次計画は、法人のほうでみずから設定された、まずそういう構造の中で、この標準処理期間1カ月、3カ月というのは、総務大臣からやってくれと。

これはどういうものかという、前の特別記念事業のときのデータがある人、そのときのデータがある人は1月で、前は3週間でやってくれと言っていたんですけれども、1月でやってくれと。データがない人は時間がかかるね、じゃ、3カ月ねということで、皆さん高齢でいらっしゃるし、この期間でやってくださいということでお願いしたというのが、この標準の審査期間の設定でございます。この設定した責任は私どもにあります。

それから、次にここの評価の構造ですけれども、今、基金から自己評価で挙がっている構造ですが、給付金について、別にここだけがあるわけではなくて、いろんなことが、項目が(1)給付金の支給って、これは何もなし、色なしのやつですけれども、給付金の支給とか、周知がどうか、準備がどうか、その中の1要素ということで、別に特別給付金トータルで幾らという評価はここには出てこない。構造としてはないんですね。最後全部で出てきますけれども、それぞれ大項目ごとのやつじゃなくて、その中の分けたものの中で、こういう形で挙げているものの1つが、この標準審査期間というもの。ただ、ここだけではなくて、ほかの項目も並んでいる、そういう構造での自己評価をお出しいただいているということかと思えます。

それからもう一点、これは冒頭にちょっと申し上げるべきだったんですけれども、中ポツ、正確にいきますと、私どもの総務省にある親委員会ではなくて、全霞が関を見ている行政評価局が事務局を務める政策評価・独法評価委員会のほうで全体を見ている中で、各

法人の評価委員会に対して、ここをこうしてほしいという話があって、その1つが今回これだったんですけれども、これは去年御議論いただいた、インターネット資料館のことでございます。これは、私ども国からお願いした目標は、電子化を図っていただけだったんですね。これに対して、インターネット資料館をつくってくれた、これはいいじゃないかということで、去年AAということで御評価をいただきまして、これはこれで全く私どもとしてもそういう形でということをおもっているんですが、ただ、中ポツの事務局のほうから言われたのは、いや、どう上回っているのか、説明が十分じゃないじゃないかというのがある、これは私どもは、いやそれは明らかじゃないかという話は事務的にはして、結局そこはお互い立場変わらずということなんですけれども、目標は電子化だけであって、にもかかわらず、ネット資料館を開設したというところまであって、いただいたんですが、やはりその書きぶり、中身の話があって、言われているのは目標設定ははっきりしてねというのと、中身を具体的に書いてねと。評価自体がどうという御意見をいただいているわけではございません。ですので、目標設定というのは、少なくとも国としてもありませんので、あとは書くときに、先生から先ほどからいただいているように、御覧になられた方がどれだけ納得できるような説明があるのかどうかということだと思いますので、逆にそのところで、今の基金からいただいている評価事項説明、事実関係というのがこれで納得できるのかどうかという点については、御疑義があれば、先ほど鈴木先生からいただいたように、さらにどういう説明になるかということが大体、それを世の人が、あるいは先生方が見られて、あるいは世の人が見られて、御納得できるかという御議論をいただければと考えております。

【鈴木専門委員】 よろしいですか。

【亀井分科会長】 よろしゅうございますか。じゃ、鈴木先生。

【鈴木専門委員】 じゃ、すみません。まさにそうだと思うんですけれども、例えば数値目標との比較だったら、わざわざ要らないんですよ。もうコンピューターに入れて、この目標をはい、こうやって、それで成績をつければいい。それから何%だったらAAですよ、何%はAですよ。なぜこういう議論をするかといったら、やっぱり機械的にやるのではなくて、やはりその中身を議論して、きちんと評価してくださいねという、おそらくそういうことだと思うんですよ。ですから、まさに今おっしゃられたように、あれですよ、単純に数字だけの比較だったら、Dですよ、まさにDなんです。そこを、じゃ、我々がきちんと説明する、時間、どのぐらいのページ数をかけるかは別個にしても、

だからこれはこうなんだけども、やはりこれを見ると最終的には4月末で98.何%行っている、で、難易度もあるというようなこともあって。私はやっぱり何のために評価するかというと、きちんと、要するに怠慢な仕事をしているのではない、きちんとやっている、前向きでやっている、一生懸命やっている、そこがまず一番大事なのかなと思うんですよ。ですから、これも、皆さんがもうばかばかしいと、そんなのやりたくない、みんなさっさと早く帰っちゃって、しょうがないよねと、これはもうけしからん話ですよ、その結果こうなったら、どんなことがあってもDですよ。もう一生懸命やってもできないものに対して、じゃ、どうするんですかと。で、お金だって制限されている、人も制限されている。それじゃ、24時間死に物狂いでやるんですかって、そんなことはできないわけですよ。その辺の中身をきちんと私たちが理解できれば、それは丁寧に説明して、だから我々としては、Cなのか、Dなのか、Bなのか、Aなのかということがこの委員会に求められているのではないんですかねということで、おそらく皆さん、先生もそうですし、そういうお話が出ているんだと思うんです。だからそこを、で、ほんとうにいつも言っているのは、それは我々の責任なんですけれども、そういうことをやるのは、でも、残念ながら、それだけの私は知識がないから、国のほうでちょっと出してくださいねと。で、今まで聞いた中身では、ちゃんとこれで23年4月まで98%行っているでしょうと、難易度が高かったですよねと。だから、私としては、Cはいかがなものかなと、堀川先生もそうだと思うのね、そういうことをおっしゃられていると思うんですよ。ですよ？

【堀川委員】 そうです。

【鈴木専門委員】 と私も思いますので、よろしくをお願いします。

【亀井分科会長】 どうぞ、原田先生。

【原田専門委員】 評価軸と評価基準についてなんですけれども、先ほどから皆さんのお話を伺っていますと、目標達成度というのが非常に重要な軸として出てきているということ、これをまず最初に理解できるんですが、第2、業務の質の向上の1の(3)のところは、資料の展示がAですよ。で、皆さん御指摘のように、この(3)の②は517%、目標に対して517%の達成率ということで、大変高い数値を示しています。ところが、2の(3)、語り部の積極的活用のほうは、165%の達成率ということで、先ほどよりも数値は、達成率ということに関していうと、数値は低いんですけれども、こちらではAAがついています。

横軸、各項目で、その目標達成率に対して何%達成したのかとか、そういったことだけ

で見ると、全体の評価にばらつきがあるというふうに言わざるを得なくなってしまうんですけども、先ほど3の特別記念事業、慰霊碑の建立について御説明があったんですけども、こうしたものを伺うと、この組織のミッションが戦没者、あるいは引揚者の関係者の労苦に対する慰藉であるということで、慰霊碑の建立というのはまさにそこにずばりの事業ということで、組織ミッションに非常にぴったりしている。つまり、こちらの組織にとっての重点度の高い事業であって、特に目標率があって、目標達成率が500%だ何だというのは、ここでははかれないけれども、決められた期間内に事業を行えた、完成させたということであっても、組織のミッション、重点度に近ければ、AAになっていると。

先ほどの御説明の中で、難易度も高かったと。ですから、ここはAAなんですというのは、非常にお話伺っていて、納得できたんですね。そういうことを頭に入れながらこれを見ると、各項目自体の横の評価、目標達成度に対して何%かという1つの軸のほか、各項目の相対的な重点度とか難易度に対して、どうだったのかというもう一つ軸があって、組織の中で相対評価を自動的になさっているのかなと聞いていて思えたんですね。それを、例えばこの3の特別記念事業というのは、最重要ミッションで、組織のミッションに全く合致していて、後世にも残るものだとか、そういうふうに達成度じゃなくて、もう一つ軸、評価軸があるのであれば、それについても少し文章を加えていただくと、私も初めての参加ですけども、わかりやすくなるんですけども、いかがなものでしょうか。

【亀井分科会長】 よろしゅうございましょうか。今、原田先生のおっしゃったのを、私がこれから見て、御覧になれる先生おいでだと思うんですけども、やぶ蚊のすごいところに、こんなところと思いました。それから工事の途中も見学しましたし、実は披露のときも参列させていただいて、すごいマスコミもたくさん取材に来ていて、厳かな雰囲気、ああ、よかったですねというのが正直な感想だったものですから、何かそういう、何か今、原田先生がおっしゃった組織としての重要な使命のその部分に関連をする、ほんとうにあってよかったという気分が、何かそこで盛り込まれて、AAというふうなことで、私自身はものすごく、AAのやつが、これほんとうに説明をするのが難しいだろうなって正直思っていましたので、今、すごい強力な御意見で、私も全く賛成でございますね。ぜひ、御考慮いただければと思っております。

すみません、時間の関係がございませう。玉井先生、何か、いかがでございませうか。

【玉井専門委員】 語り部のところのAAがちょっと気になりますね。44名。44名が66名になったから、100%でAAというのは、何かちょっとその延べ人数で、来

ていただいた回数が多かっただけというふうにとられかねないので、そこも何か、去年とは違う、前期とは違う何かがあったならいいんですけども、ちょっと印象としては弱いかなという気は、私はしました。

それからあと、資料の保存というところでCが出ているんですけども、これはあるべきところがないというのはなくなっちゃったということなんですかね。その意味がどうなのかということ。それから総務省へ移管したと書いてあるんですが、国に移管した、形だけのものですよ、これ。極論を言うと。いわゆる、これがなくなるので、国に移管したという話ですけども、しかしながら、資料的な移管という形では、何も別にどこかからどこかに移ったわけではなくて、ただ帰属先が変わったというだけの話と理解していいわけですよ、おそらく。

【竹重総務部長】 全く、私どももその事業をやっておりませんので、総務省さんのほうで実物資料も含めて、全部、今管理をさせていただいて……。

【玉井専門委員】 保存しているところは同じですよ、しかしながら、今のところ。

【竹重総務部長】 いや、私どもは今タッチしておりません。

【大西理事】 物理的な場所は一緒ですね。

【玉井専門委員】 そうですよ、そういう意味なんです。

【竹重総務部長】 ああ、そういう意味では、はい。

【玉井専門委員】 何かそこら辺のところ、むしろこれは先ほどの関連機関との連携というところもそうなんですけれども、何かみんな縦割り行政で、いわゆる関連機関というところ、いわゆる引揚者との関連機関だけの連携なんですよ、これ、話を聞くと。いつも私申し上げているんですけども、こういう話って、いわゆる昭和館とか、いろいろ省庁を越えたところで、いわゆる戦争の体験というのは国民目線からすると、なきやいけないにもかかわらず、いつも、枠内の中での連携だけしか考えていないという気がするんですよ。だからそういう意味では、先ほどお話があった、BよりもCなのかなという、そこら辺のところはもう少し厳しく見てもいいのかなという気はしましたですね。これは前々からお話ししているところではあるとは思うんですけども。

あと、やはり資料の保管というところが、我々の管轄外といえば管轄外なんですけれども、そこら辺のところの評価というものはどうしたらいいのかなというのは、いつも思っているところです。結局資料は、なくなったのか、あるのか、あるいは破損したのか、そういうところでCということなんでしょう、ここは。それほど私は、保管でCが来るとい

うのがちょっとよくわかりにくいところだったんですけれども。よほど何かなくしたとか、あるべきものが全部なくなっちゃったとかいうんだったらCだと思うんですけれども、常態的にいつも使っていて、何て言うんですか、あるというものだったら、それほどそんなに低い評価じゃなくてもいいのかなという気はするんです。何か致命的な何かものをなくしてしまったとか、壊してしまったとか。

【大西理事】 この保管とおっしゃいますのは、(4)のお話でしょうか。

【玉井専門委員】 Cってありましたよね。

【大西理事】 はい。Cというのは、保管だけではなくて、これも21ページを御覧いただくとわかるんですが、目標が総務省にきちんと引き継ぎなさいというのが目標でありましたので……。

【玉井専門委員】 引き継げなかったということですか。

【大西理事】 これ、保管状態が悪いただけではなくて、例えば権利関係を全部はっきりさせることができなかつたとかですね……。

【玉井専門委員】 そういう意味ですか。

【大西理事】 ええ。そういうのも含めて、きれいに総務省に引き継げなかったというところを考えての……。

【玉井専門委員】 ということは、資料の番号とかそういうものとかということですか、その引き継げなかったということは。権利関係、それはあれですか、いわゆる寄贈の先の、この前ちょっと御説明いただいた、いわゆるだれから寄贈されて、その権利を委譲するという確認がとれなかったという意味ですか。

【大西理事】 それもありますし、それ以外にもいろいろとですね。

【玉井専門委員】 それはもう不可抗力ですよ、もう亡くなったりしておられて、連絡が、寄贈したときにはあったんだけど……。

【大西理事】 ああ、寄託品はそうですね。

【玉井専門委員】 ほんとうはきちんとその委託の権利委譲をとらなきゃいけないんだけど、連絡がとれないので、もうわからないという。それはしようがないことだとは思いますが、それ以外にもあるわけですか。

【大西理事】 ええ。何て言ったらいいんでしょうかね、使用权でいいんでしょうか、ほんとうに使っていいのかどうかというような、展示しちゃっていいのかとか、そういうのをきちんと整理して、ほんとうは国のほうに引き渡すんでしょうけれども、こちらとし

ては、すべてきれいにしたつもりだったんですけれども、総務省さんのほうから、まだ整理し切れていないのがあるぞといったような御指摘を受けたものですから、これはもう、すみません、謝るしかないという。

【玉井専門委員】 わかりました。だけどCというのが、ちょっと私理解しにくかったところですよ。わかりました。

【亀井分科会長】 ほかによろしゅうございましょうか。

【鈴木専門委員】 1つだけよろしいですか。

【亀井分科会長】 どうぞ、はい。

【鈴木専門委員】 これ分科会の仕事かどうかよくわからないんですが、例えば、AがBになっているのがありますよね。それはそれでいいのかもしれないんですけれども、それはどうしてBになったんですかという理由づけが、私は個人的に知りたいんですよ。なまけたのか、プライオリティーがあって、ほかのものを優先したために、ここは、この程度は今回は手を抜くわけじゃないんだけど、というのか、単純になまけちゃったのかというようなこともあろうかと思うんですよ。その辺は、分科会がどうするかわからないんですが、やはり、もし、わざわざ質を落とすというのは、何か理由があったのかなという感じがするので、その辺は今じゃなくてもいいんですが、そういうものについて、もし何か教えていただければありがたいなと。

【大西理事】 AからBというのは、関係資料館の連携のところですよ。

【鈴木専門委員】 いろいろありますよね、ほかのところもあつたりして。だから、おそらくそれをやると、時間的に足りなくなるのでそれはいいんですけれども、1つありましたように、今あれですよ、資料館の説明は、今そういう形で受けたんですけれども、BからCになっていますよね。それからAからBが、それから職場環境が、これは上がったのか。そういうことがちょっとあつたら、教えていただければなと。後日でいいです、ここで発表するものなのかどうか、ちょっとわからないので。私は……、ありがとうございます。

【亀井分科会長】 よろしゅうございましょうか。今、何かお答えいただける部分ございますか。先生、今、後日というお話がありましたので。いわゆる評価が変わっているものですね、昨年度とは。

【竹重総務部長】 数だけでちょっと申し上げますと、評価調書の21ページで、基金解散後の資料等のあり方がBからCに、昨年がBで、今年度がCというのが1点と、下が

っているのがもう一つ……、関係資料館の連携がAからBに下がっておるというのが、その2点でございます。

あとは同じ項目か、例えば、職場環境みたいに上がっているのはございます。AからBにというのはございます。

【亀井分科会長】 これは後日、御説明というんでしょうか、いただければと思いますので、よろしく願いいたします。ほかに何かいかがでございますでしょうか。仲地先生、何か御意見、具体的な項目はおありになりませんかでしょうか、お気づきの点。

【仲地専門委員】 特にないです。

【亀井分科会長】 よろしゅうございましょうか。ありがとうございます。ほかに何か御意見いかがでございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。はい、ありがとうございます。それでは自己評価に関します議論は以上にさせていただきますが、既にもういろいろ御説明、御発言もいただいておりますが、監督官庁としての総務省で1年間見てこられて、何か特段この自己評価に関して、御意見等ございましたら、お示しいただければと思います。北原室長、いかがでございますでしょうか。

【北原特金室長】 やっぱり、平和基金、本当は、もともと昨年の9月末で解散という予定だったんですけれども、政治的に大きな話もございまして、引き続き大きな使命を与えられて、御努力いただいているところでございまして、そこはやっぱり非常に大きいところでした。そこで新しい話と、それからいろいろ閉じていく話と2つある中で、関係の方々、いろいろ大変で、課題もあるところだと思うんですけれども、まさにそこを先生方に見ていただければと思っております。

先ほど鈴木先生からお話しいただきましたように、まさに単純に数字ということではなくて、形式的な数字の話と、実質的な話と、それからどういう視点で見るといったお話、そうしたところを、まさに先生方の御所見を伺わせていただくというのが非常にありがたいことだと思っております。ありがとうございます。

【亀井分科会長】 はい、ありがとうございます。それでは、今日いろいろお示しいただきました御議論を踏まえまして、大変僭越ではございますが、私とそれから奥林先生と御相談申し上げまして、評価調書の原案を作成させていただきたいと思っております。その原案につきましては、事務局を通じて、先生方に御相談をまたさせていただいて、そして次回の分科会にお諮りをさせていただくという手順をとらせていただくことになると思っておりますので、どうぞよろしく、また御協力をいただければと思います。どうぞよろしくお願い

いたします。

それでは、自己評価に関しましては、以上にいたしまして、次の議題に進ませていただきたいと思っております。5番目でございます。独立行政法人平和祈念事業特別基金の役員に対する報酬等の支給基準の変更についてでございます。これにつきまして、事務局のほうから御説明いただきます。どうぞよろしく申し上げます。

【**棕田課長補佐**】 それでは説明をさせていただきたいと思っております。資料3を御覧いただければと思っております。こちら、1枚おめくりいただきますと、概要のほうありますので、そちらのほうを御覧いただければと思っております。昨年の11月に一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与につきましては、8月の人事院勧告を受けまして、この勧告どおりに改定を行うとともに、給与構造改革を引き続き推進することが閣議決定されたところでございます。平和基金では、こちらを御受けまして、国家公務員の給与水準を十分に考慮して、国民の理解が得られる適正な給与水準となるよう、役職員の給与改定が行われまして、総務大臣にその旨の届け出がなされたところでございます。

そこで通則法に基づきまして、総務大臣から総務省独立行政法人評価委員会委員長あてに通知を行ったものがこちらの方の資料でございます。

具体的な内容でございますが、常勤役員の俸給月額を理事長の84万5,000円、理事の74万3,000円からそれぞれ2,000円減額いたしまして、また非常勤役員手当を理事長の4万200円、監事の3万5,200円から、それぞれ100円減額すると、こういった内容の改定でございます。

これらの規定につきましては、昨年の12月1日から施行されておるところでございます。以上でございます。

【**亀井分科会長**】 ありがとうございます。ただいまの御説明に対し、何か御質問ございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。ありがとうございます。

それでは、本日の議事は以上でございます。これまでの内容につきまして、何か特別御質問あるいは御意見等追加ございましたら、どうぞお示しをいただきたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。ありがとうございます。

それでは、最後に事務局より、次回の日程につきまして、御説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

【**棕田課長補佐**】 それでは、既に事務的に御案内させていただいているところでございますけれども、次回の分科会につきましては、8月9日火曜日、ちょっと時間は今日と

変わりました、2時から開催をさせていただきたいと思います。場所はこの会議所の第3会議室を予定しております。会議室だけ、別途違うところになりますけれども、同じこの共用会議所というところでございます。

なお、この後でございますけれども、先ほど来お話、御議論いただいているところでございますけれども、平和基金が昨年の8月に建立いたしました引揚・戦後強制抑留に係る慰霊碑の御案内をさせていただきたいと思います。

ここから徒歩5分程度のところになりますので、御希望の先生方につきましては、ぜひ御覧になっていただければと思います。以上でございます。

【亀井分科会長】 はい、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第25回総務省独立行政法人評価委員会平和祈念事業特別基金分科会を閉会させていただきます。本日はお忙しい中、またお暑い中、御参集いただきまして、ほんとうにありがとうございました。

また次回もどうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。